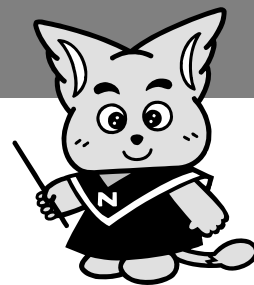


国民年金だより



年金を受給されている方の 現況届の提出が不要となります

国民年金や厚生年金を受給されている方は、毎年誕生月に現況届をご提出いただいておりますが、今後は、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して受給者の皆様の現況確認を行うこととなり、今年の12月に誕生日を迎える方からは、原則として現況届の提出が不要となります。

ご注意 次の方は引き続き現況届等の提出が必要です。

社会保険庁で保有している氏名・住所などの情報と、住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方。

情報が確認できない方には、ご案内の通知をいたしますが、転居後に社会保険事務所へ住所変更の届出をしていない方には、この通知が届きませんので、住所変更の手続きは忘れずをお願いします。

20歳前に初診日のある傷病による、所得現況の確認が必要な障害基礎年金を受給している方。

加給年金を受けられている方の「生計維持確認届」や障害年金受給者等の障害状態を確認するための「診断書」は、今後も提出が必要です。

予約制による年金相談のご案内

徳島県内の全社会保険事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますのでご利用ください。

予約の申込方法について

年金相談のご予約は、相談希望日1ヶ月前からお電話または年金相談窓口でお受けいたしますので、最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

ご予約を受付する際に、相談者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

予約時間帯

予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合があります。

徳島北社会保険事務所 ☎ 088 - 655 - 0200

- ・平日8:30～9:30まで、16:15～17:15まで
(毎週月曜日は17:15～19:00までの時間帯を追加して実施)
- ・休日の年金相談(第2土曜日) 9:30～16:00まで

徳島南社会保険事務所 ☎ 088 - 652 - 1511

阿波半田社会保険事務所 ☎ 0883 - 64 - 3128

- ・平日8:30～9:30まで、16:15～17:15まで
(第2月曜日は17:15～19:00までの時間帯を追加して実施)
- ・休日の年金相談(第2土曜日) 9:30～16:00まで

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書等、相談者本人であることの確認ができるものをご持参のうえ、予約時間の5分前までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。

代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。